
プロジェクト **資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い**

項目 **第 149 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 149 回実務対応専門委員会（2022 年 9 月 7 日開催）で議論された第 1 号電子決済手段及び第 2 号電子決済手段の発行及び保有に係る会計処理に関する事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

II. 事務局の分析について聞かれた意見

（第 1 号電子決済手段の保有に関する会計処理）

現金に類似するものとして会計処理する方法に対する意見

2. 既存の電子マネーも電子決済手段と同様に不特定の者に対して財又はサービスの購入に使用されているため、不特定の者に対して財又はサービスの購入に使用することが電子決済手段を現金に類似するものとして取り扱う理由に該当するののかについては疑問がある。市場から電子決済手段を取得した場合には、発行者により償還が約されている額（以下「償還額」という。）と市場価格が異なることで含み損益が発生することがあることや発行者の信用リスクが存在することを踏まえると、金銭債権として検討することも考えられるのではないかと。
3. 電子決済手段の発行者側の会計処理を金銭債務として取り扱うのであれば、保有者側の会計処理も金銭債権として取り扱うことができるのではないかと。
4. 信用リスクが残ることや私法上の取扱いが明確ではないことを踏まえると、現金に類似するものとして会計処理するのではなく、金銭債権と同様に会計処理する方法を採ったうえで、信用リスクがないため結果として取得原価で測定するという考え方もあるのではないかと。
5. 現金は紙幣などの有形物であるため、電子決済手段を現金に類似しているとするに違和感がある。
6. 電子決済手段を市場から取得した場合に、その取得価額と償還額に差額があるときに想定されるのであれば、現金に類似するものとして取り扱う場合、市場価格の変動をどのように反映させるのかという課題があると考えます。
7. 資金決済に関する法律の改正の趣旨に整合することのみをもって、現金に類似するもの

として会計処理する方法を採る方法を事務局は提案しているようにみえるため、もう少し議論を重ねて検討した方が望ましいのではないか。

8. 電子決済手段を現金に類似するものとして会計処理するのであれば、信用リスクを考慮する必要がないこと、いつでも償還が可能であること、市場価格と償還額の乖離が想定されないこと及び利息や分配がないことなどの性質の検討を積み上げたうえで判断する必要があるため、これらの性質について追加の分析が必要ではないか。

金銭債権と同様に会計処理する方法に対する意見

9. 金融資産を契約日で認識する考え方は、契約時から時価の変動リスクなどが生じるため、契約締結時においてその先渡契約の発生を認識するのであって、時価の変動を想定していない電子決済手段の認識においては重視する点ではないと考える。
10. 電子決済手段の認識時点については、電子決済手段の契約の効力が当事者の合意のみで生じる諾成契約に該当するのか、又は当事者の合意の他に目的物の引渡しが必要となる要物契約に該当するのかも含めて検討する必要があると考える。
11. 電子決済手段は償還されることを前提に利用されるものではないため、償還されることを前提とした債権とは性質が異なるのではないか。また、貸倒引当金を計上するとしても、実務上、貸倒見積高を算定することは難しいのではないか。
12. 預金については、実務において貸倒引当金を計上することはあまり想定されていないため、電子決済手段について金銭債権の類似性を検討するよりも、預金との類似性を検討する分析方法の方が望ましいのではないか。

その他の意見

13. 既存のどの資産と類似しているかを明確にするのではなく、電子決済手段に関する論点を踏まえて、会計処理を検討するのが望ましいのではないか。
14. 市場から電子決済手段を取得したときの取得価額と償還額に差額がある場合の取扱いについては、海外でどのような処理が行われているかを調査したうえで検討することが望ましいのではないか。

(第1号電子決済手段の発行に関する会計処理)

15. 自己が発行した第1号電子決済手段を第三者から取得した場合、法律上、混同により消滅はしないという取扱いとなるのか確認する必要がある。
16. 自己が発行した第1号電子決済手段を第三者から取得した場合は、担保となる法定通貨を受領していないことになるが、そのような場合であっても電子決済手段として法律上の権利を有するものなのか確認する必要がある。

(第2号電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理)

17. 第2号電子決済手段が現金と交換できないのであれば、第1号電子決済手段とは性質が異なるものと考えられるため、もう少し第2号電子決済手段の性質について考察が必要なのではないか。

以 上